



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 7月10日水曜日 第1371号外 1

◇ 目 次 ◇

条 例

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

○愛媛県条例第35号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表5の表55の項の次に次のように加える。

55の2	土地収用法第15条	起業者の仲裁	126,000円
	の7の規定に基づく仲裁	申請手数料	

別表5の表56の項金額の欄中「120,000円」を「158,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

